

(平成24年4月18日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認和歌山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

2 件

厚生年金関係

2 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 3 月 17 日から同年 7 月 1 日まで

私の年金記録において、A社（現在は、B社）での厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、昭和 29 年 3 月 17 日となっているが、C社会保険事務所（当時）から 60 年 6 月 12 日付けで交付された「厚生年金保険の被保険者期間等について」の回答書では、同社での被保険者資格に係る資格喪失年月日欄に、「29・7・1」と記載されている。当該回答書に記載されたとおり、28 年 8 月 16 日から 29 年 6 月 30 日までの期間、同社で継続して勤務したはずなので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 28 年 8 月 16 日から 29 年 6 月 30 日までの期間、A社で継続して勤務した旨主張している。

しかしながら、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の被保険者記録欄において、資格喪失日は、「29、3、17」と記載され、健康保険被保険者証を返却している旨の記載が確認できるほか、当該記録に訂正等の不自然な事跡も見当たらない。

また、B社は、「A社当時の資料は一切残っていない。」旨回答しており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人は、「当時の同僚を 1 人記憶しているが、同氏は既に死亡している。」旨回答しているため、上記の被保険者名簿において、申立人の健康保険被保険者番号の前後合わせて 63 人のうち、申立人の資格喪失日より遅い時期に厚生年金保険被保険者資格を喪失している者で、連絡先が判明した者 14 人に照会したものの、申立人が退職した時期について供述を得ることはできなかった。

加えて、上述の連絡先が判明した 14 人のほか、当該同僚のうちの 1 人が当時の事務担当者として記憶する者 3 人に照会を行ったところ、1 人は既に死亡

しており、残る2人からも、申立人の申立期間当時の厚生年金保険料の控除について供述を得ることはできなかった。

なお、申立人が提出したC社会保険事務所発行の「厚生年金保険の被保険者期間等について」の回答書において、A社での厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、申立人が主張する昭和29年7月1日と記載されているものの、日本年金機構は、「回答書に記載された資格喪失年月日の根拠については不明であるが、A社に係る被保険者名簿上で、申立人の資格喪失年月日について、昭和29年3月17日という明確な記載が確認できることから、回答書を交付する際に、資格喪失年月日を誤って記入したものとしか考えられない。」旨回答している。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年頃から 51 年頃まで

私は、昭和 49 年頃から 51 年頃まで、A 事業所の B 工場で工場長として勤務した。自宅から 1 時間かけて通勤し、繁忙時には同工場で寝泊まりもしたが、厚生年金保険の記録が無いので、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 事業所の事業主の妻及び同僚の回答から、期間は特定できないものの、申立人が同事業所で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A 事業所は、平成 6 年 2 月 28 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同事業所の事業主の妻は、「申立期間当時の資料が無く、事業主は病気のため、厚生年金保険料の控除等の状況について聴取不能である。」旨回答している上、申立期間当時の社会保険事務担当者は、所在不明のため、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、オンライン記録によると、申立人が A 事業所で仕事の内容及び雇用形態が同じであったとする同僚は、同事業所での厚生年金保険の被保険者記録が確認できない上、申立人の記憶する同事業所の従業員数は、全体で 80 人ぐらいであったとしているところ、申立期間における同事業所の厚生年金保険の被保険者数は 17 人から 29 人であることから、同事業所は、全ての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではないことがうかがえる。

さらに、申立期間に A 事業所の B 工場で勤務し、厚生年金保険の被保険者期間がある同僚 7 人に照会し、回答の得られた 6 人からは、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除についての供述を得ることができなかった。

加えて、オンライン記録によると、申立人は申立期間において国民年金に加入しており、昭和 49 年 1 月から 50 年 4 月までは国民年金保険料を納付し、同

年5月から51年12月までは申請により国民年金保険料の納付が免除されていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。